

伝統的建造物群保存地区指定の最終段階における合意形成過程の事例研究 - 川越市川越を対象として -

正会員 ○ 岡田 岳人
同 岡崎 篤行

伝建地区 合意形成 川越
住民参加 歴史的町並み 十カ町会

1. 研究の背景と目的

川越での町並み保存運動は70年頃に始まり、89年には都市景観条例が施行された。しかし、意見対立により地区指定には至らなかった。先行研究¹⁾ではそのプロセスを住民活動初動期、住民活動活発化期、関係住民拡大期、意見調整期に分類している。また、合意形成の阻害要因として①合意形成推進母体の不在、②規制に関する対立、③町並み活用の目的に関する対立、④心情的対立を挙げている。その後合意形成がなされ、99年に伝建地区に指定された。そこで本研究の目的は最終段階の合意形成のなされた意見調整期に着目し、①関係主体とその行動を整理することで伝建地区指定までの合意形成の経緯と、②それを基に促進要因を明らかにすることとする。

2. 対象地と調査概要

川越市は埼玉県の中央部、武蔵野台地の東北端に位置する。伝建地区に指定されている一番街商店街の町並みは南北約430m、東西約200m、面積約7.8haの範囲にある。明治中期から末期にかけて建設された蔵造りの町家が中心であるが洋風建築もある。伝統的建造物の約8割が町家で、その大部分が蔵造である。

調査では町並みの現状把握のための実地調査、文献調査、関係者(市役所職員2人、地元住民3人、専門家1人)に対してヒアリングを行った。

3. 伝建地区指定までのプロセス

3-1 関係主体の整理

町並み委員会は商店街組合の内部組織でデザインコントロールを行ってきた²⁾。十カ町会は92年に市が町づくり案の承認のために設立した北部町づくり自治会長会議が町づくり案を拒否し、独自の町づくり案を提案することを目的に名称を変えた組織である。旧城下町の範囲の11自治会の自治会長が中心に構成されている(表1)。その研究部会として景観委員会が置かれ勉強会やワークショップ(以下WS)が行われた。一番街町づくり研究会は市役所の川越市一番街地区景観整備推進調査委員会の研究会と地元商店主との合同研究会である。

3-2 主体の行動からみた合意形成の経緯(図1)

まず、意見調整期の前の関係住民拡大期では、87年に市は交通体系調査を行い、その結果、市庁内で伝建地区制度の導入を検討する方針が固まった。89年には景観条例を制定し、伝建地区指定へ地元住民の合意形成を図ろうとしたが、条例の説明会が紛糾し住民との窓口を失う。また、地区を貫通する中央通り線には保存と矛盾する道路拡幅の都市計画決定があり問題となっていた。

次に意見調整期の経緯を整理する。

【対話再開段階】 その後、一番街町づくり研究会が開催され地元商店主と市との意見調整や町づくりの勉強会が行われた。十カ町会は独自に勉強会を行い93年10月に伝建地区指定を目標とすることを決めた。

【合意確認段階】 十カ町会は94年3月に景観委員会を設置し、議論の末、95年に市へ伝建再調査の要望書を提出する。これを受け市は住民の意向を含めた調査をコンサルタントに発注する。また、同年12月の市議会で市長は伝建指定に前向きな答弁を行った。96年、発注を受けたコンサルタントは地元住民の意向把握のために十カ町会主催のWS(表2)を手伝った。WSでは伝建の是非を含めた町づくりの方向性の検討、先進地区の視察、伝建地区の範囲や町並み保存のルールを検討を行った。また、十カ町内全住民に対してアンケートを実施し、回答者の約8割から歴史的町並みを残したいと回答を得た。WSとアンケートの結果を受け十カ町会は97年に伝建地区導入の要望書を市に提出した。

町並み委員会でも十カ町会のWSを受けWSを行った。WSの結果地区指定を望む結論となり、一番街商店街として伝建地区指定の要望書を提出した。

都市計画道路問題は97年まで継続的に行われた歴史的地区環境整備街路事業、関係機関との調整の結果、伝建地区への指定と代替道路の計画により一部縮小変更となった。

表1. 活動組織組織

	町並み委員会	十カ町会
設立年	1983	1992
設立理由	町づくりに関する行為の基準を定めた町づくり規範の運用を行う	独自の町づくり案を提案する
活動目的	一番街におけるデザインコントロール	住民の自主性を尊重し町並み景観を守り生活環境を保全した町づくりの推進
構成員	商業組合員、専門家、行政(商店街内部組織)	地元11自治会の自治会長

Final Stages of Consensus Building Process in Designation of A Preservation District for Groups of Historic Buildings.

OKADA Taketo, OKAZAKI Atsuyuki

-A Case of Kawagoe-

96年に現伝建地区内と周辺部に2つのマンション問題が起きた。地区内の件は市がその土地を買収することで決着した。しかし、もう1棟は建設されてしまう。

【行政手続段階】 マンション問題や地元住民からの要望書を受けた市は97年7月、企画財政部に伝建担当職員を置き⁽¹⁾、意向調査などを行い98年6月に伝建条例を施行する。意向調査では表通りに面している家のみを個別訪問し、約9割の賛成を得た。99年に伝建地区の都市計画決定手続を行い、同年12月重伝建地区に選定される。

4. 伝建地区指定における合意形成の促進要因

1で挙げた①～④の合意形成の阻害要因を解決し、合意形成を促進した要因は2つある。

(1) 地元住民による合意形成機関

十ヶ町会が設立されたことにより①が解決した。また、WSで話し合われたことやアンケート結果が町づくり通信として全住民に配布されたことで伝建に対する関心、理解が促進された。住民自らが町づくりを考えていくことで②③④も解消された。

(2) マンション建設への危機感

周辺に高層建造物が建つ事は日照や通風など住環境に悪影響を与える。また、景観にも好ましくないことからマンション計画に対して反対運動が度々起こった。また、町並み委員会としてもデザインコントロールを行う上で任意の協定である町づくり規範では限界があり、法的なバックアップとして伝建指定を検討する契機になった。

行政はマンション建設による景観の破壊に危機感を持っていた。同じ時期に住民からの要望書が提出されたこともあり伝建地区指定に動き出すきっかけとなった。

さらに3つ目の要因として都市計画道路の技術的解決も合意形成を促進した。代替道路の計画により中央通りの機能を落とし、次に伝建地区へ指定することで都市構造を固定し拡幅の必然性を解消することで都市計画を縮小変更した。これにより⑤が解消された。

5. 結論

(1)川越市川越伝建地区指定における合意形成過程の意見調整期はさらに対話再開段階、合意確認段階、行政手続段階の3段階に分けられる。

(2)町並み委員会のような町づくり運動母体だけでなく、十ヶ町会のような住民全体を代表する合意形成機関が必要であった。また、地元住民による自主的な勉強会などで伝建範囲や規制の検討を行ったことも合意形成を促進した。

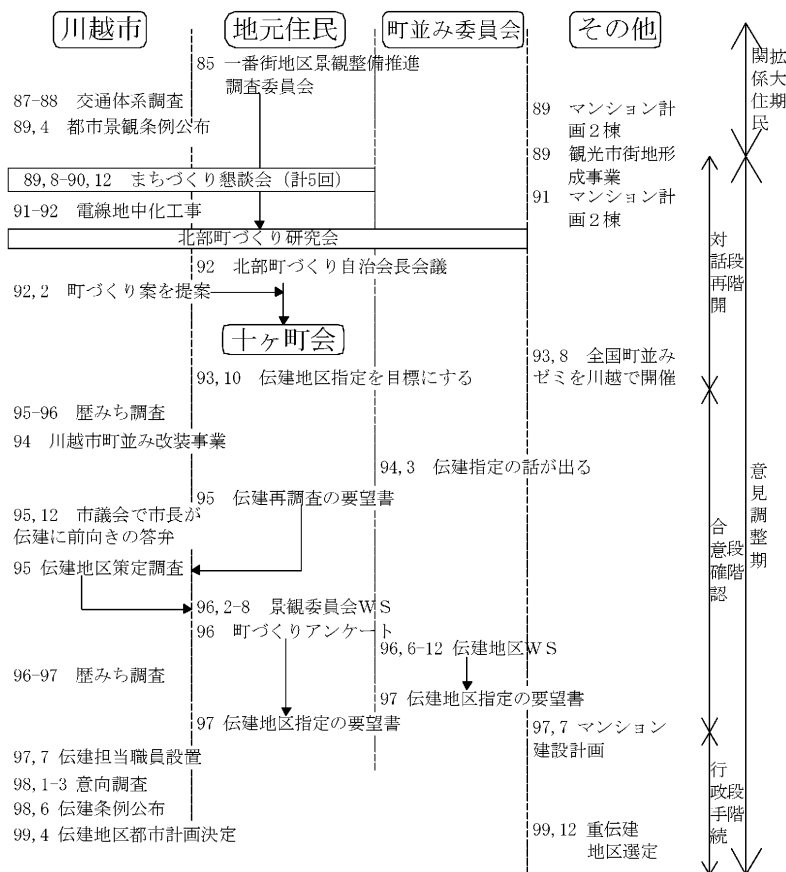


図1. まちづくりの経緯図

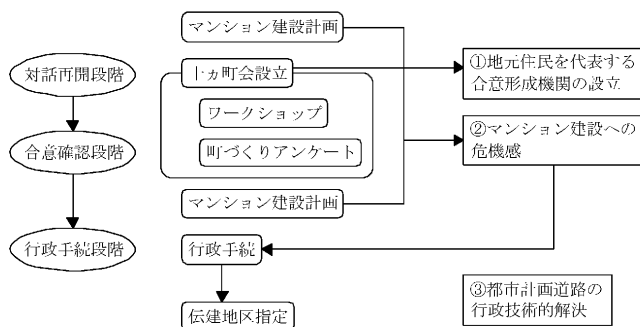


図2. 合意形成の促進要因

(3)マンション問題のような住環境や景観に危機感を与える要素も挙げる事ができる。

加えて、行政の担当者レベル、地元住民、専門家の密接な意思疎通もができたことも合意形成の促進要因の一つであった。

謝辞 本研究を進めるにあたり柳田石塚建築計画事務所の石塚さん、川越市役所の荒牧さん、商店街の可児さん、馬場さん、原さんには多大なご協力をいただきました。ここに感謝の意を表します。

補注(1) 伝建担当職員は都市計画課や文化財保護課に置かれることが多い参考文献

1) 岡崎篤行・原科幸彦(1994)「歴史的町並みを活かしたまちづくりのプロセスにおける合意形成に関する事例研究—川越一番街商店街周辺地区を対象として—」第29回日本都市計画学会学術研究論文集, pp697-702

2) 南勝震・福川裕一(1992)「川越一番街における町づくりと町並み委員会-住民による町づくり委員会の可能性と限界-」第27回日本都市計画学会学術研究論文集pp67-72